

第2期上牧町自殺対策計画

2025(令和7)年度～2029(令和11)年度

素案

2025(令和7)年3月

上 牧 町

はじめに

2025(令和7)年3月

上牧町長 今中 富夫

目 次

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の数値目標.....	3

第2章 現状と課題

1 自殺を取り巻く動向.....	5
2 関係団体調査の結果	11
3 現行計画の評価・振り返り	14
4 自殺対策におけた地域課題	21

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標	23
2 基本施策	24
3 重点施策	25

第4章 施策の展開

1 上牧町の自殺対策（基本施策）.....	27
2 上牧町の自殺対策（重点施策）.....	31

第5章 計画の推進にあたって

1 庁内体制の整備.....	35
2 連携・協働による推進	35
3 PDCA サイクルによる検証	36
4 計画を検証するための指標	36

第1章

計画策定について

1

計画策定の趣旨

我が国では、1998(平成10)年に自殺者数が急増するまでは、自殺の問題が行政上の課題とされることは少なく、国による取組は、厚生労働省でのうつ病対策や職場のメンタルヘルス対策を中心に、各府省がそれぞれ実施している状況でした。

そのような状況の中、自殺予防活動や遺族支援に取り組む民間団体などからは、「個人だけでなく、社会を対象とした自殺対策を実施すべきである」といった声が強く出されるようになり、こうした動きにより、2006(平成18)年10月に、自殺対策のはじめての法制度である「自殺対策基本法」が施行され、また、2007(平成19)年6月には、同法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が定められました。

この自殺総合対策大綱では、「自殺は追い込まれた末の死」、「自殺は防ぐことができる」、「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している」という3つの基本認識のもと、失業、倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因も踏まえながら、自殺対策を強力に推進していくことが示されました。

その後、法改正の趣旨や自殺の実態などを踏まえた所要の見直しが行われ、2022(令和4)年10月に、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、コロナ禍での女性や小中高生の自殺者の増加などを背景に、これまでの取組に加え、子どもや若者、女性に対する支援など、自殺対策の更なる重点施策が掲げられました。

自殺対策をめぐるこうした社会情勢が変化する中、本町においても、2020(令和2)年3月に「上牧町自殺対策計画」(以下、「前計画」という。)を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない いたわり・ぬくもり・支え合いのまち 上牧町」を基本理念に掲げ、全世代を対象とした総合的な自殺対策を進めてきました。

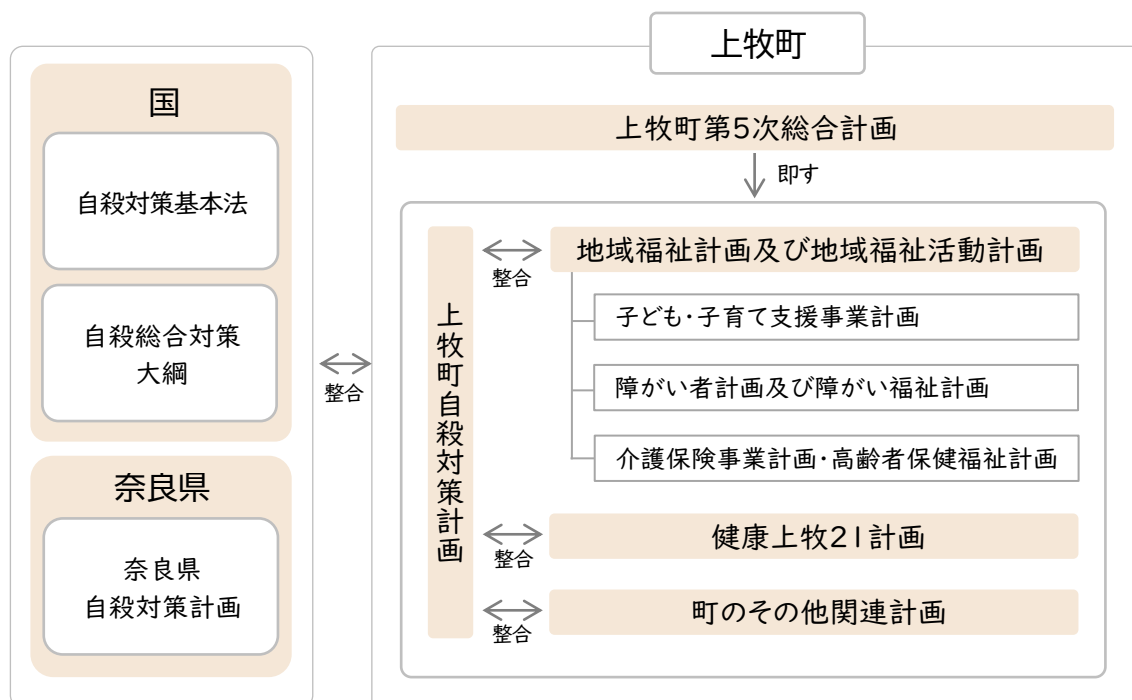
しかしながら、「自殺者0(ゼロ)のまち」は、いまだ達成出来ておらず、コロナ禍以降の社会変化への対応も含め、自殺対策の更なる強化により「自殺者0(ゼロ)のまち」を実現していくことが求められています。

「第2期上牧町自殺対策計画」(以下、「本計画」という。)は、こうした状況を踏まえながら、本町の自殺対策に係るこれまでの取組を継承しつつ、社会変化に対応した新たな視点や取組も勘案しながら、誰もが自殺に追い込まれることのない「自殺者0(ゼロ)のまち」を実現することを目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として策定するものです。策定にあたっては、本町の最上位計画である「上牧町第5次総合計画」に基づきながら、「上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」をはじめとした福祉分野の各計画や町のその他関連計画との整合を図りながら策定を行います。

■ 計画の位置付けについて



3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

■ 計画期間について

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上牧町第5次総合計画(H29~R8 年度)							上牧町第6次総合計画		
健康上牧 21 計画(H29~R8年度)							健康上牧 21 計画		
上牧町自殺対策計画					第2期上牧町自殺対策計画				

4 計画の数値目標

前計画では、計画最終年度である2024（令和6）年度には自殺者を出さないまち（自殺者数0）とすることを目標に各種取組を進めてきました。しかしながら、2023（令和5）年度を含む過去5年間では、いずれも自殺者0（ゼロ）を達成することができませんでした。

本計画期間では、前計画期間（2019（令和元）年～2023（令和5）年）の自殺者数を下回ること、そして、計画期間の終了年度である2029（令和11）年度の自殺者数を0（ゼロ）にすることを計画目標に掲げ、引き続き、「自殺者0（ゼロ）のまち」の実現に向けた各種取組を強化していきます。

■ 計画の数値目標（アウトカム指標）

現状値（前計画期間）					目標値				
令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
18人					前計画期間の自殺者数を下回る				
									令和11年
									0人

第2章

現状と課題

人口動態統計と自殺統計の違いについて

自殺に関する統計データには、主に、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

本計画では、この2つの統計を活用し、自殺者の傾向を示しています。

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

<調査対象の違い>

- ・厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象としています。
- ・警察庁「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む）を対象としています。

<調査時点での違い>

- ・「人口動態統計」は、住所地を基に、死亡時点で計上しています。
 - ・「自殺統計」は、発見地を基に、自殺死体発見（正確には認知時点）で計上しています。
- なお、いずれの統計も、暦年（1月から12月まで）で集計しています。

<事務手続き上(訂正報告)の違い>

- ・「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれかで不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書などについて作成者から自殺であった旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。
- ・「自殺統計」は、捜査などにより自殺であると判明した時点で「自殺統計原票」を作成し、計上しています。

1 自殺を取り巻く動向

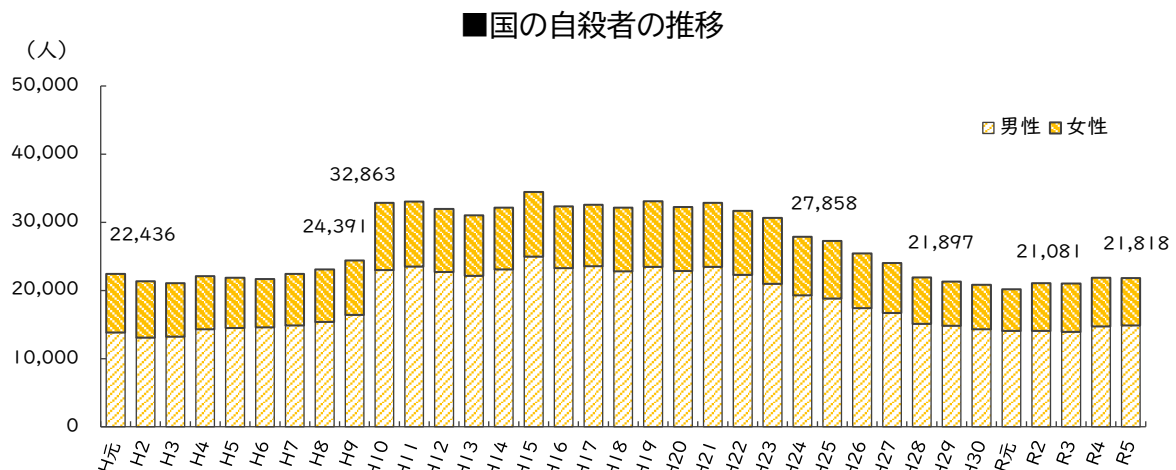
(1) 国・県の状況

① 自殺者の推移

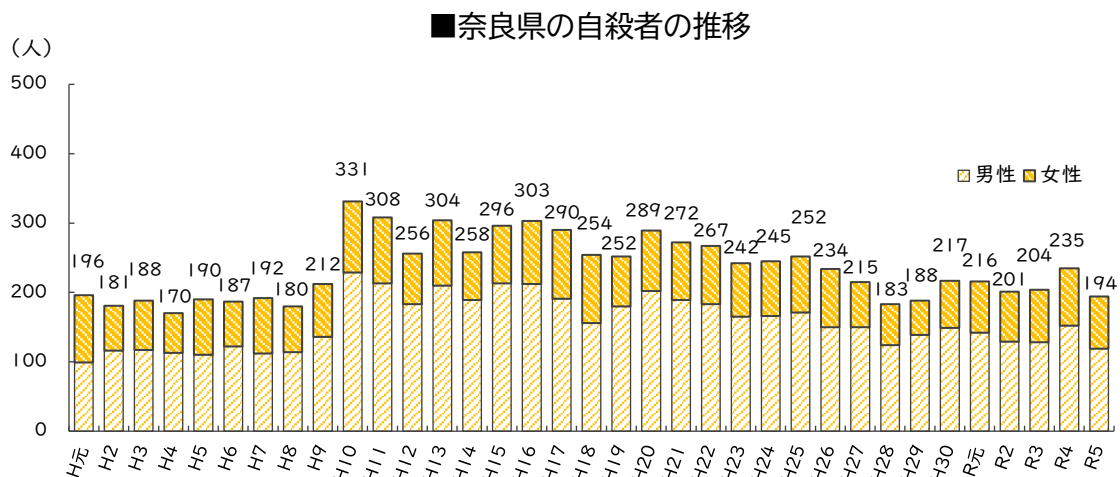
1989(平成元)年以降の我が国全体の自殺者の推移をみると、1998(平成10)年に3万人台まで増加した後、2009(平成21)年までは概ね横ばいで推移し、その後、減少に転じています。しかしながら、コロナ禍の2020(令和2)年以降は、再び増加に転じ、2023(令和5)年時点で21,818人となっています。

奈良県についても、国と同様に、1998(平成10)年に3百人台まで増加しましたが、その後は、増減を繰り返しながら、概ね減少傾向で推移し、2023(令和5)年時点で194人となっています。

なお、男女別の自殺者数を比較すると、近年、総数に占める女性の自殺者数の割合が増え、男性と女性の自殺者数の差が縮まっています。また、奈良県においても、コロナ禍の2020(令和2)年から2022(令和4)年にかけては、自殺者が増加している状況となっています。



資料：自殺統計(警視庁)

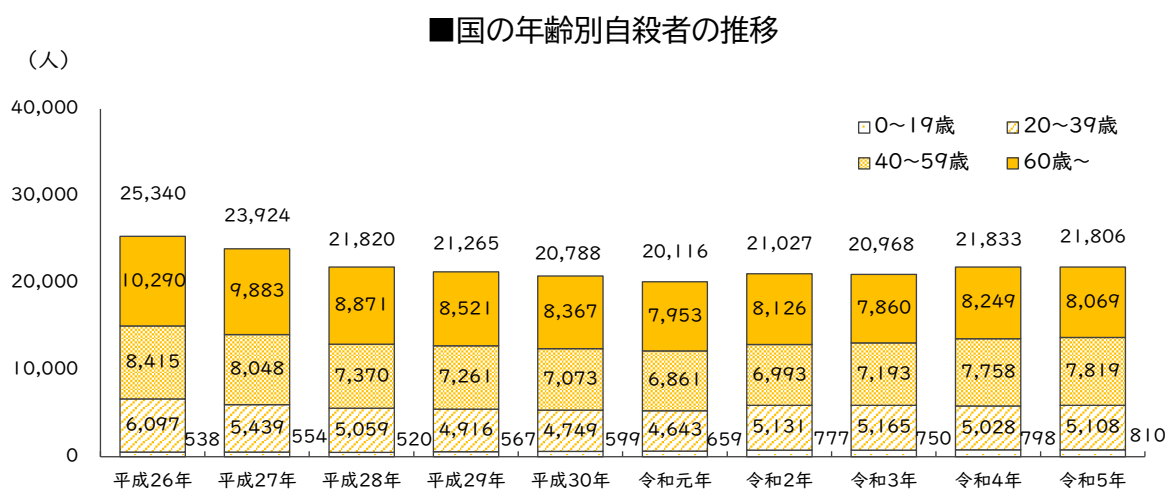


資料：人口動態調査(厚生労働省)

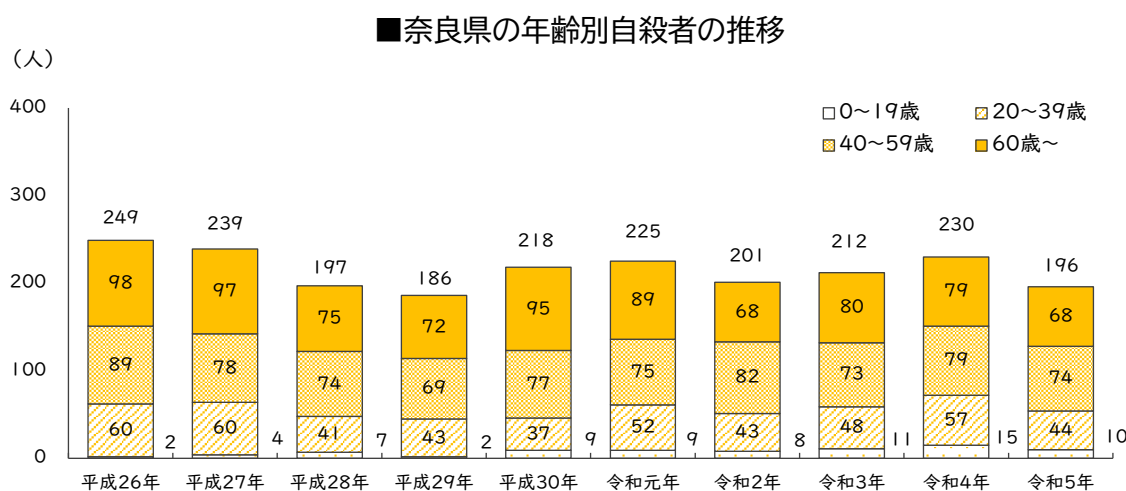
② 年齢別自殺者の推移

2014(平成26)年以降の国の年齢別自殺者では、いずれの年でも60歳以上の自殺者が最も多く、次いで、40～59歳が多くなっています。経年の推移をみると、60歳以上と20～39歳までの自殺者は、2019(令和元)年までは減少していましたが、2020(令和2)年に増加に転じ、その後増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。40～59歳までの自殺者については、2019(令和元)年までは同様に減少していましたが、2020(令和2)年以降は、増減を繰り返すことなく増え続けています。また、19歳以下の自殺者は、上記の傾向とは別に、増減を繰り返しながら増え続けており、特に、2020(令和2)年に大きく増加し、2023(令和5)年現在では810人となっています。

奈良県では、国の傾向とは異なり、各年代ともに増減を繰り返しながら推移していますが、コロナ禍の2020(令和2)年から2022(令和4)年までの間は、40～59歳を除き、概ね増加傾向となっています。



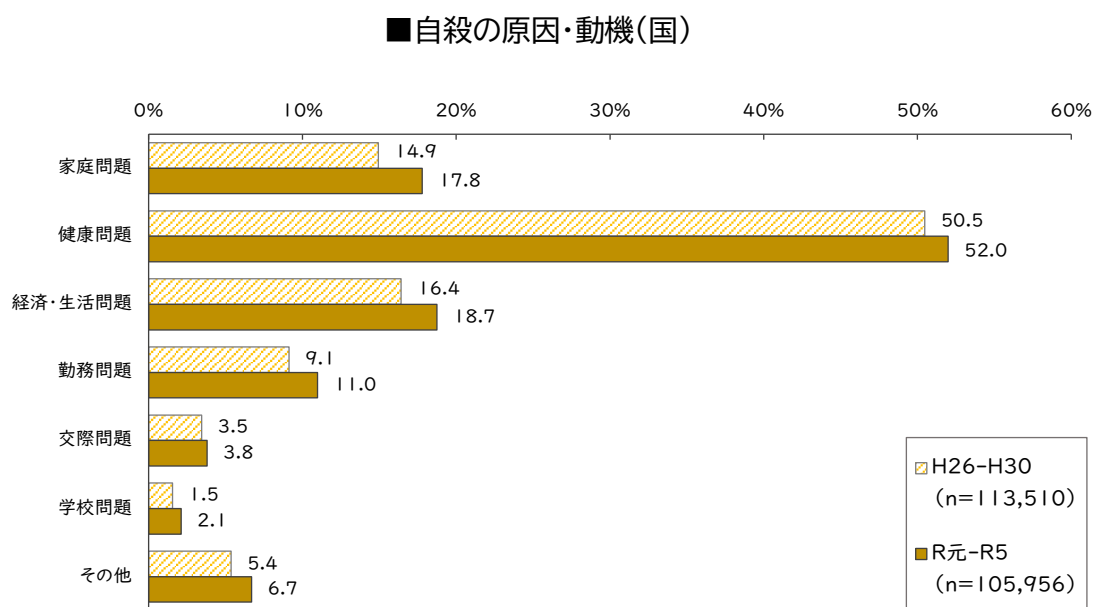
資料：自殺統計(警視庁)※年齢不詳者含まず



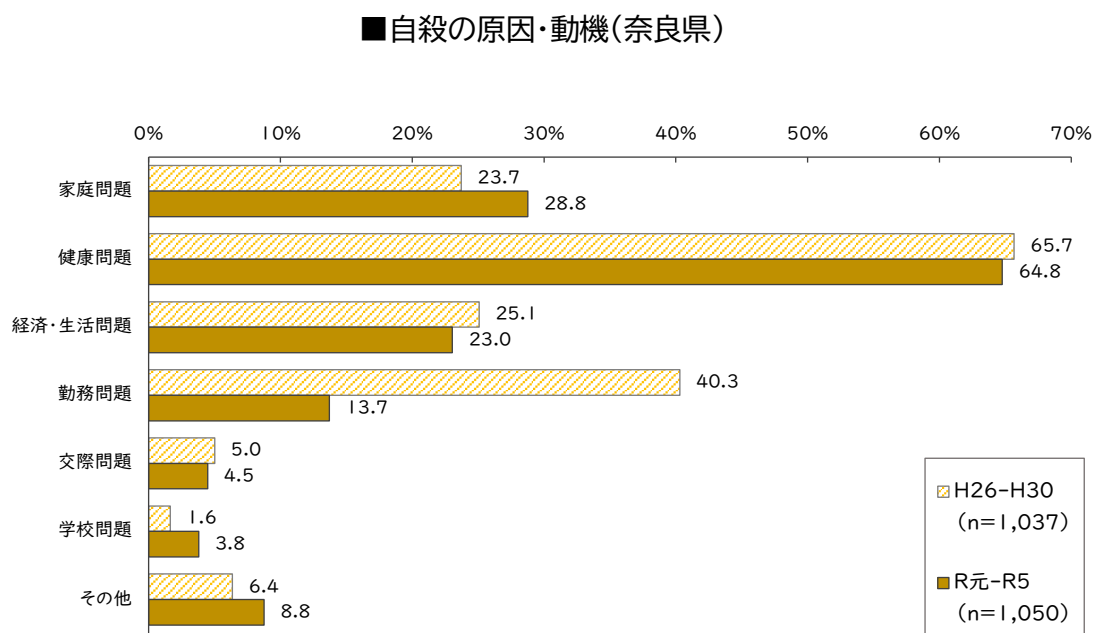
資料：自殺統計(警視庁)※年齢不詳者含まず

③ 自殺の原因・動機の状況

国、奈良県の自殺者の自殺の原因・動機をみると、いずれも「健康問題」の割合が多くなっています。また、2014(平成 26)年から 2018(平成 30)年と 2019(令和元)年から 2023(令和 5)年までの変化をみると、国、奈良県ともに、「家庭問題」の割合が増加してきており、奈良県では、その他に「学校問題」の割合も増加してきています。



資料：自殺統計(警視庁) ※自殺の原因・動機が明らかに推定できるものを3つまで計上し、推定できないものは計上しない。



資料：自殺統計(警視庁) ※自殺の原因・動機が明らかに推定できるものを3つまで計上し、推定できないものは計上しない。

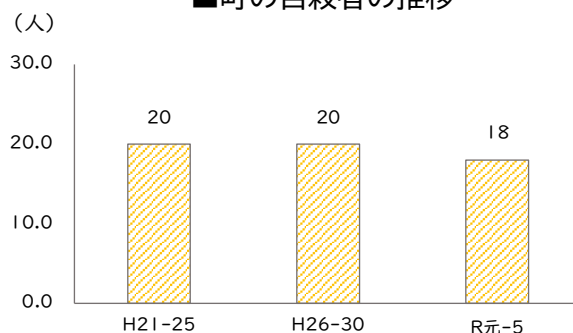
(2)町の状況

① 自殺者の状況

本町では、過去15年間で58人の方が自殺で亡くなっており、5年間では、概ね20人程度の方が亡くなっています。年齢別では、2014(平成26)年から2018(平成30)年までは60歳以上の自殺者の割合が高く、2019(令和元)年から2023(令和5)年では40～59歳の自殺者の割合が高くなっています。

また、2019(令和元)年から2023(令和5)年では、0～19歳の方も亡くなっています。

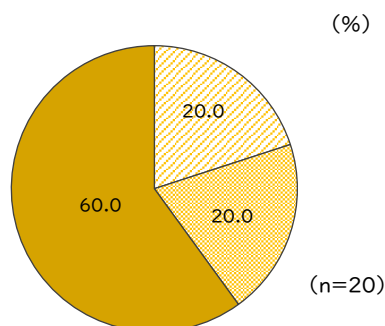
■町の自殺者の推移



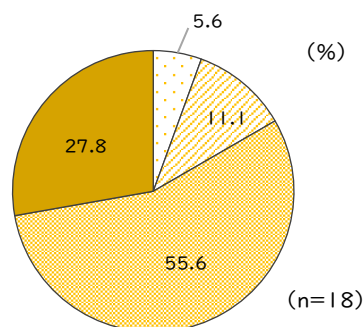
資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

■町の自殺者の年齢別推移

<H26-30年>



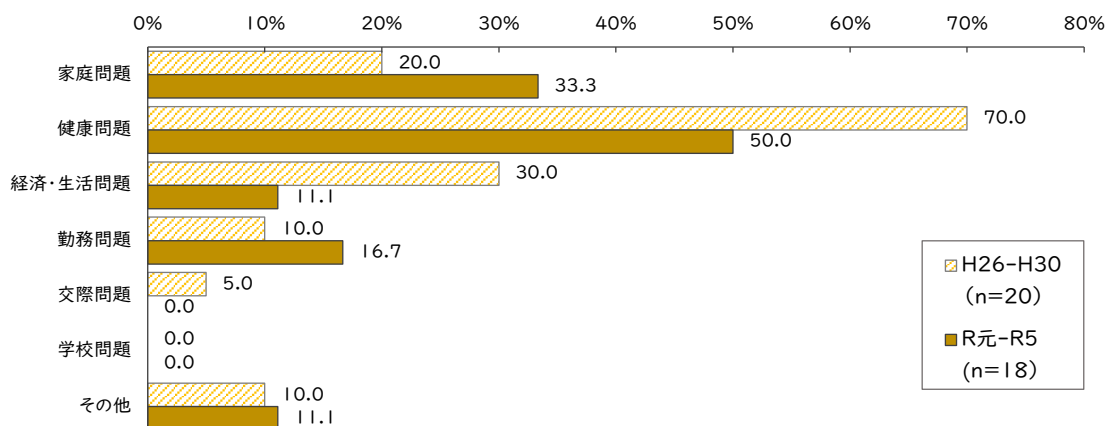
<R元-5年>



資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

次に、本町の自殺者の自殺の原因・動機をみると、本町においても国や奈良県と同様に「健康問題」の割合が最も高くなっていますが、2019(令和元)年から2023(令和5)年では、「家庭問題」の割合が高くなってきています。

■自殺の原因・動機(上牧町)

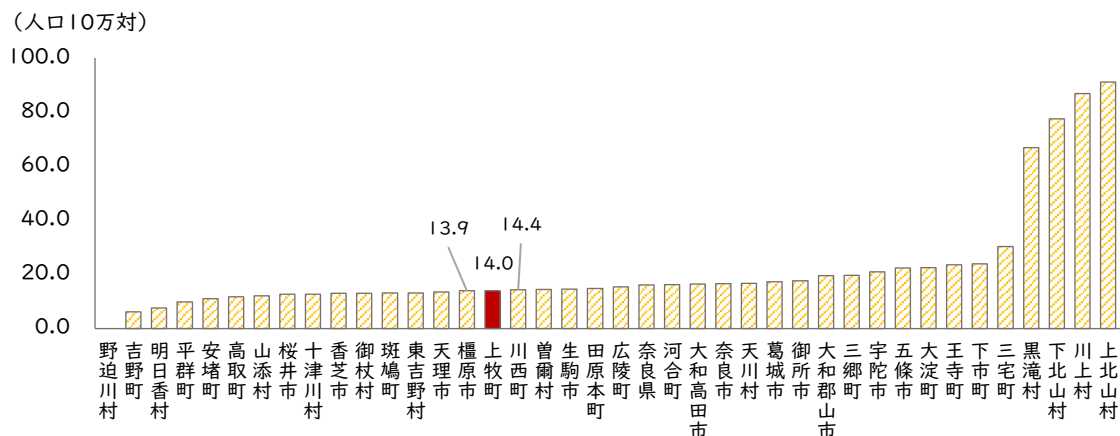


資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

② 自殺死亡率

県内市町村の 2018(平成 30)年から 2022(令和4)年までの自殺死亡率(人口 10 万人あたりの自殺者数)は以下のとおりであり、本町は 14.0 人で、県内では 16 番目に低い水準となっています。

■県内市町村の自殺死亡率(H30-R4)



資料:奈良県人口動態総覧(奈良県)

③ 地域実態プロフィール(2023)

地域の自殺の実態を把握・分析するための基礎データとして、一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」によって「地域自殺実態プロフィール」が作成されています。

「地域自殺実態プロフィール【2023】」は、過去5年間の自殺者の特性などをもとに分析されたものであり、本町では 40～59 歳の無職同居の女性や、60 歳以上の無職同居の女性の自殺者が特徴として挙げられています。

また、今後の自殺対策を進めるにあたっては、「無職者・失業者」、「高齢者」、「生活困窮者」などに対する留意が必要であると指摘されています。

■「地域自殺実態プロフィール」による本町の自殺者の特性

自殺者の特性上位5区分	背景にある主な自殺の危機経路
1 位:女性 40～59 歳無職同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
2 位:女性 60 歳以上無職同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位:男性 40～59 歳無職独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4 位:男性 20～39 歳有職独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5 位:男性 40～59 歳無職同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

■「地域自殺実態プロフィール」による奨励される重点パッケージ

重点パッケージ	無職者・失業者	高齢者	生活困窮者
---------	---------	-----	-------

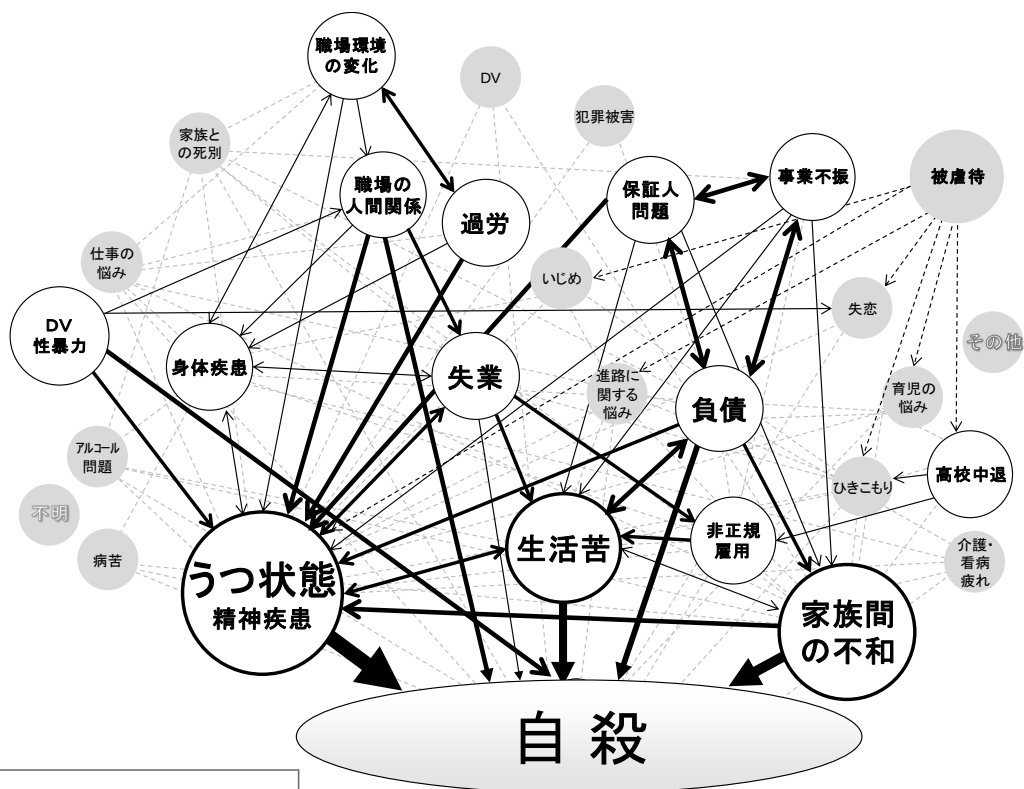
コラム

自殺の原因・動機について

自殺の原因・動機については、さまざまな要因が複雑に絡み合っており、単純に比較することは、自殺の実態に誤解を与えることになる場合もあります。

次に示す図は、特定非営利活動法人（NPO法人）ライフリンクの実施による「自殺実態 1,000 人調査」の結果から見えてきた「自殺の『危機経路（自殺に至るまでの経路）』」です。

<自殺の危機経路>



※ 要因が「不明」である場合も少なくありません。

資料：NPO法人ライフリンク「自殺実態 1,000 人調査」

図中の「○」は、その大きさが各要因の発生頻度を表しています。「○」が大きいほど自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高い、ということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いことになります。また、図以外にも、職業、年齢、男女別などの区分で、自殺に至るまでの経路に特徴があることもわかってきています。

自殺者が抱えていた要因数は、1人当たり平均4つであることが分かっています。自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

2 関係団体調査の結果

本計画を策定するにあたり、自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として、教育や福祉関係団体などに対してアンケート調査を行いました。

調査結果の概要は、以下のとおりとなります。

(1)調査対象・項目

調査は、町内の小中学校と一部の幼稚園や介護支援専門員（ケアマネジャー）、さらに、町内の地域団体として、すこやかサポーター、民生児童委員、シルバークラブを対象として実施しました。

有効回答数は、次のとおりとなります。

■アンケートの有効回答数

- 教育団体：上牧中学校、上牧第2中学校、上牧小学校、上牧第2小学校、上牧第3小学校
上牧幼稚園の合計6施設
- 福祉団体：町内の介護支援専門員31名
- 地域団体：すこやかサポーター12名、民生児童委員13名、シルバークラブ16名

また、アンケート内容は、本町の自殺対策を進めるうえでの課題を把握することを目的に、自殺予防において、普段の生活や日々の仕事の中で取り組んでいることや感じていること、また、自殺を防止するために必要と思うことなどについて伺いました。

■アンケート内容

- 質問1：最近、子どもや高齢者、まわりの人などから受けた相談内容について
- 質問2：上記相談を受けた際に対応について
- 質問3：子どもや高齢者などの自殺をなくすために日頃取り組んでいること
- 質問4：子どもや高齢者などの自殺をなくすために必要だと思われるもの
- 質問5：関係機関との連携において不足していると思われるもの

(2)結果の概要

① 最近、受けた相談内容とその対応について

教育団体では、友達関係の悩みが複数挙げられ、その際の対応として、スクールカウンセラーやこころの相談員などとの連携により解決を図られているケースが見られました。また、福祉団体では、コロナ禍での孤独や孤立、経済的な問題に関する悩みが多く挙げられ、解決策として、話を

傾聴する、悩みに応じた介護サービスの提案、関係機関へのつなぎなどが多く挙げられました。

地域団体では、職場の人間関係に関する悩みや将来の不安などが挙げられ、解決策として、専門家へのつなぎや関わり合いを増やすこと、見守りや傾聴を続けることなどが挙げられました。

② 自殺をなくすために日頃取り組んでいること

自殺をなくすために取り組んでいることとして、教育団体では、職員及び関係機関での情報共有や子どもたちが相談しやすい環境づくりなどが複数挙げられ、福祉団体では、話を傾聴するといった回答が多く挙げられました。また、地域団体では、高齢者の居場所づくりや話をする機会をつくること、そして、そのための手段として、すこやかサポーター活動や老人クラブ、シルバーの集いへの参加などを継続して実施していくことといった意見が多く挙げられました。

■主な意見

教育団体	福祉団体	地域団体
・全員が教員と相談する機会の創出 ・職員間の情報共有と気になる生徒への積極的なアプローチ ・職員間のゲートキーパー手帳の共有 ・相談しやすい環境づくり ・積極的な声掛け	・相手の話を否定せず、傾聴する ・家族、事業所・地域による見守り ・関係機関へのつなぎ ・本人との信頼関係の構築	・少しでも仲間づくりをしてなんでも相談できる話相手になっている ・すこやかサポーター活動 ・老人クラブへの参加促進 ・シルバーの集いへの参加促進 ・あいさつ、声掛け

③ 自殺をなくすために必要だと思われるもの

自殺をなくすために必要だと思われるものについては、教育団体では、専門機関とのつながりや専門的知識の習得、さらには関係機関との連携のもと授業などを活用した人権・命の教育といった意見が多く挙げられました。また、福祉団体では、傾聴や信頼関係の構築が多く挙げられ、その他では、相談窓口や相談員の設置などの意見も複数挙げられました。地域団体では、傾聴や高齢者などを孤立させないような取組が必要であるといった意見が多く挙げられました。

■主な意見

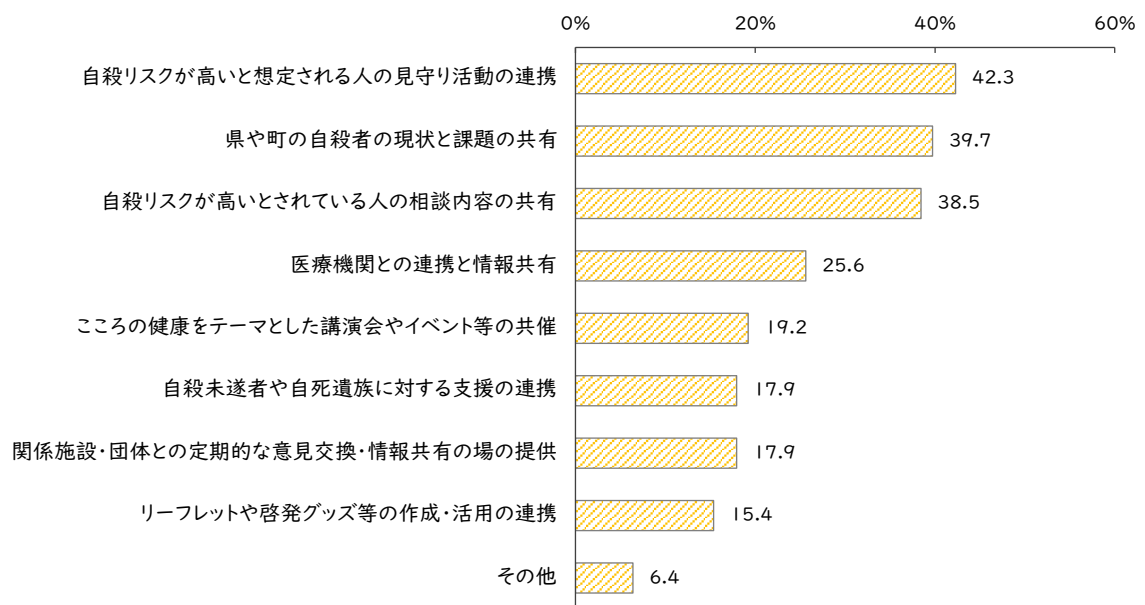
教育団体	福祉団体	地域団体
・専門的な知見を持つ人に即時につなぐことができる体制づくり ・専門的な知見を持つ人の常時配置 ・カウンセリング技法の習得 ・道徳や保健授業などを活用した人権、命の教育 ・ゲートキーパー研修を受講するなど悩みを傾聴できる人材の育成 ・職員間、学校間での情報共有	・ゲートキーパーの養成 ・相談内容別の相談窓口の周知 ・研修会の充実 ・話を傾聴すること ・相談しやすい関係性の構築 ・孤立しないための相談体制づくり ・地域の見守り体制の強化 ・専門窓口、相談員の配置 ・関係機関との連携強化	・積極的な声掛け、話の傾聴 ・一人暮らし高齢者が地域の集まりに積極的に参加できる仕組みづくり ・一人にしない、話し相手をつくる ・多くのグループ活動を立ち上げて誰もが入りやすくする ・気軽に相談できる場所、体制づくり ・傾聴できる人材の育成（ゲートキーパー養成など）

④ 関係機関との連携において不足していると思われるもの、その他意見

関係機関との連携において不足していると思われるものでは、「自殺リスクが高いと想定される人の見守り活動の連携」が最も多く挙げられ、次いで、「県や町の自殺者の現状と課題の共有」、「自殺リスクが高いとされている人の相談内容の共有」が上位に挙げられました。

また、その他の意見としても、見守り体制の強化が複数挙げられており、相談できる場や地域づくり、地域の研修会や情報の共有といった意見も多く見られました。

■主な意見(選択式)※複数回答可



(n=78)

■その他の主な意見

教育団体	福祉団体	地域団体
・町独自のチャットを活用した相談窓口の開設 ・地域連携の強化による学校以外での見守り体制の整備 ・職員の夏休み研修を活用した命の研修の実施	・適切な相談技術を身に着けるための地域の研修会の強化 ・地域の声掛けや見守り体制の強化 ・悩み相談の場の充実 ・ボランティアなどによる独居高齢者（孤独者）の把握	・すこやかサポーター活動の充実 ・民生委員の見守り活動の強化 ・自殺の現状に関する住民への情報提供と共有 ・なんでも相談係の創設 ・顔の見える近所（地域）づくり ・地域ぐるみの支援体制の強化

3 現行計画の評価・振り返り

前計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない いたわり・ぬくもり・支え合いのまち 上牧町」を基本理念に掲げ、5つの基本施策と3つの重点施策を、それぞれ展開してきました。また、計画の進捗を評価するために28の指標を設定しました。

ここでは、前計画で設定した各指標に対する検証と各取組に対する評価・振り返りをを行います。

(1) 設定指標の検証

前計画で設定した各指標に対する検証結果は、以下のとおりとなります。

■前計画の基本施策にかかる設定指標と検証結果

項目	取組	目標	実績(令和5年度)	評価
地域におけるネットワークの強化	いじめ対策連絡協議会	年間3回開催	年間2回開催	○
自殺対策を支える人材の育成	職員研修の実施	1回以上の実施	2回開催(受講者 67 名)	○
	傾聴ボランティア活動・養成講座	修了者 40 名	修了者 38 名	○
	生活支援サポーター活動・養成講座	修了者 30 名	修了者延 43 名	○
住民への啓発と周知	相談窓口の周知	リーフレットの作成・配布による町民への周知	公共施設に設置 各自治会で回覧	○
生きることの促進要因への支援	消費生活相談	町民への周知	出前講座、広報紙で周知	○
	法律相談	町民への周知	出前講座、広報紙で周知	○
	人権擁護委員による人権相談	年間 6 回の啓発活動	年間 13 回の啓発活動	○
	高齢者への総合相談事業	リーフレットの作成・配布による町民への周知	リーフレットの配布による周知	○
	心の教室相談員の配置(生徒からの相談)	長期休暇を含めた開催	年間 63 回開催	○
	DV 相談支援事務	相談職員(兼務) 2 名以上の体制	相談職員 2 名で対応	○
	障がい者(児)に関する相談支援事業	障がい児に特化した相談支援事業所を設置	未設置 (近隣7町協議は実施)	×
	福祉ホームに関する事務	リーフレットの作成・配布による町民への周知	相談、利用ともなし	—
	高齢者・婦人学級の開催	各学級 80 名の参加	高齢者学級登録者数 67 名 婦人学級登録者数 65 名	○
	歴史を学ぶ講座の開催	年間 10 回の開催 各講座 100 名の参加	年間 9 回開催 登録者数 112 名	○
	文化教室の開催	履修率 70%以上	履修率 77%	○
	スポーツクラブ	登録者数 700 名	登録者数 857 名	○
	スポーツ教室	30 名の参加	13 名の参加	△
児童生徒への SOS の出し方に関する教育	SOS の出し方に関する教育	更なる内容の充実	チャイルドラインなら、ならこころのホットラインの情報提供	○

■前計画の重点施策にかかる設定指標と検証結果

項目	取組	目標	実績(令和5年度)	評価
高齢者対策	すこやかサポーター活動	年間 6 回開催	年間 15 回開催	○
	認知症相談	年間 24 回開催	年間 12 回開催 相談件数 20 件 随時相談 135 件	○
	認知症サポーター養成講座	年間 15 回開催	1 回開催 累計登録 1,431 名 (新規登録 13 名)	○
	配食見守り支援事業	関係機関との連携による 町民への周知	高齢者訪問や窓口対応時に事業を紹介	○
	ふれあい収集	住民への周知及び関係課との連携による内容の充実	広報による周知、ケアマネジャーなどと連携した利用者の安否確認の実施	○
生活困窮者対策	生活保護相談事務	相談職員(兼務) 2 名以上の体制	相談職員 2 名で対応	○
勤務・経営対策	職場におけるメンタルヘルスの推進	全町的な周知と意識の向上	ストレスチェックの活用や産業保健総合支援センターの活用など、様々な支援を実施	○
	長時間労働の是正	全町的な周知と意識の向上	毎週水曜日を定時退庁日とし、時間外勤務に関する取組を実施	○
	ハラスメント防止への取組	全町的な周知と意識の向上	ハラスメント対策として要綱の制定及び全職員を対象とした研修を実施 介護サービス事業所の運営指導時や会議時にハラスメント対策について確認を実施	○

<検証結果のまとめ>

検証の結果、全 28 の項目のうち 25 項目については概ね目標を達成し、2項目が未達成、1項目が計測不能という結果となりました。なお、目標未達成の2項目のうち、障がい者(児)に関する相談支援事業では、近隣7町による協議は進んだものの、障がい児に特化した相談支援事業所を設置するには至りませんでした。また、スポーツ教室では、参加者が目標の半数以下でありました。その他、福祉ホームについては、福祉ホーム事業者と連携した町民への周知を行いました。相談件数、利用件数ともに0件であったため、計測不能として評価しました。

全体を通して、概ね、順調に取組が進められたものと評価できます。

(2)各取組の振り返りと評価

① 地域におけるネットワークの強化(基本施策1)【3事業】

前計画では、いじめ対策連絡協議会や学校・地域パートナーシップ事業を通じて、地域におけるネットワークの強化に努めてきました。いじめ対策連絡協議会は、町教育委員会、町内各学校、西和警察署、奈良地方法務局葛城支局、高田こども家庭相談センターで構成され、各関係機関との連携を強化することで、緊急性を要する事象が発生した場合の迅速な対応が可能となる環境づくりを進めることができました。また、学校・地域パートナーシップ事業では、2023（令和5）年度時点で 243 名の学校支援ボランティアが登録されており、図書支援や小学校の登下校見守り支援など、様々な支援を行ってきました。

自殺対策の観点から、引き続き、様々な機会を通じた関係機関との連携を強化するとともに、地域ネットワークを通じて、誰一人孤立させない環境づくりを進めていくことが必要と考えられます。

<振り返り(主な取組)>

- ・いじめ対策連絡協議会や学校・地域パートナーシップ事業を通じて、地域ネットワークを強化
- ・いじめ対策連絡協議会を通じた各関係機関との連携により、緊急性を要する事象が発生した場合の迅速な対応が可能となる環境づくりを推進
- ・学校・地域パートナーシップ事業では、2023（令和5）年度時点で 243 名の学校支援ボランティアが登録されており、図書支援や小学校の登下校見守り支援など、様々な支援を実施

<評価(今後の展開)>

- ・引き続き、様々な機会を通じた関係機関との連携体制の強化
- ・地域のネットワークを通じた誰一人孤立させない環境づくりの推進

② 自殺対策を支える人材の育成(基本施策2)【5事業】

町職員の研修や、傾聴ボランティア・生活支援サポーターの養成などを通じて、自殺対策を支える人材の育成に努めてきました。特に、町職員の研修では、ゲートキーパー養成講座を複数回開催することで、相談業務における職員の資質の向上に努めてきました。また、傾聴ボランティアや生活支援サポーターについても、養成講座を複数回開催し、人材の確保・育成に取り組んできました。しかしながら、コロナ禍において一部活動が制限されるなど、当初の想定どおりの活動にはつなげることができませんでした。

今後は、町職員だけでなく、関係機関や住民など、広くゲートキーパーを養成するとともに、傾聴ボランティアや生活支援サポーターが、より充実した活動を展開していけるよう支援を強化していくことなどが求められます。

<振り返り(主な取組)>

- ・町職員研修や傾聴ボランティア・生活支援サポーター養成など、自殺対策を支える人材を育成
- ・町職員研修としてゲートキーパー養成講座を複数回開催
- ・傾聴ボランティアや生活支援サポーターの人材確保については、コロナ禍における活動制限により、一部、想定していた活動に至らず

<評価(今後の展開)>

- ・関係機関や住民など、広くゲートキーパーの養成
- ・傾聴ボランティアや生活支援サポーターが、より充実した活動を展開していけるよう支援の強化

③ 住民への啓発と周知(基本施策3)【2事業】

町民に対しては、県や町などの様々な相談窓口が記載されたリーフレットを作成・配布することと相談窓口の周知・啓発に取り組んできました。また、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、ポスターや広報などを通じて、自殺予防に関する啓発を行いました。

こうした取組は、町民の意識啓発の観点から、引き続き、取組を強化していくことが必要と考えられます。特に、相談窓口の周知については、ICT など多様なツールを活用し、より多くの住民に周知できるよう情報発信のあり方も含めた検討が必要と考えられます。

<振り返り(主な取組)>

- ・様々な相談窓口が記載されたリーフレットを作成・配布し、町民への相談窓口の周知
- ・9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間におけるポスターや広報などを通じた自殺予防に関する啓発の実施

<評価(今後の展開)>

- ・町民の意識啓発の観点から、自殺予防に関する啓発の強化
- ・ICT など多様なツールを活用した相談窓口の周知・強化

④ 生きることの促進要因への支援(基本施策4)【29 事業】

生きることの促進要因への支援として、一般の方や児童生徒、妊娠・出産・子育て期の方を対象に、様々な機会を通じた悩みなどに関する相談会を実施してきました。また、障がい者(児)の権利擁護や虐待に関する相談会、助成金などの支給による障がい者(児)への支援、その他、高齢者や子どもを対象としたサロンやスポーツ活動を通じた仲間やコミュニティづくりに取り組んできました。

今後も、こうした取組を通じて、誰一人孤立させない環境づくりを進めることが重要と考えます。また、既存資源を生かした新たな自殺予防のあり方について検討していくことも必要と考えられます。

<振り返り(主な取組)>

- ・生きることの促進要因への支援として、一般の方や児童生徒、妊娠・出産・子育て期の方を対象に、様々な機会を通じた悩みなどに関する相談会を実施
- ・障がい者（児）の権利擁護や虐待に関する相談
- ・高齢者や子どもを対象としたサロンやスポーツ活動を通じた仲間・コミュニティづくりの推進

<評価(今後の展開)>

- ・相談体制の充実
- ・交流や健康増進を通じた生きがいづくりの推進

⑤ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育(基本施策5)【1事業】

各学校と協力し、子どもたちに対して、専門家を招いたSOSの出し方に関する研修会や、中学校では、学期ごとの教育相談などを実施してきました。

全国的に、長期休暇終盤から学期始めにかけて自殺件数が増加する傾向にあることから、引き続き、児童生徒の SOS の出し方に関する研修会や子どものこころのケアの充実に努める必要があります。また、教職員誰もがゲートキーパーの役割を果たせるよう、伝達、校内での会議及び予防体制の構築が考えられます。

<振り返り(主な取組)>

- ・各学校と協力し、子どもたちに対して、専門家を招いた SOS の出し方に関する研修会を実施
- ・中学校では、学期ごとの教育相談などを実施

<評価(今後の展開)>

- ・引き続き、児童生徒の SOS の出し方に関する研修会や子どものこころのケアの充実
- ・教職員誰もがゲートキーパーの役割を果たせるよう、研鑽を積む

⑥ 高齢者対策(重点施策1)【10 事業】

高齢者の自殺対策では、主に、地域とのつながりや孤立しない環境づくりを目的とした各種教室・講習会を開催するとともに、認知症対策や地域での見守り活動を行ってきました。

ボランティア主体のすこやかサポーター活動においては、参加者のニーズに沿う講習会を企画することで、多くの高齢者の交流や外出機会につなげることができました。また、活動を通じて、参加者だけでなくボランティア自身も外出や社会参加の機会を得るなど、お互いの相乗効果を高めることにもつながっています。今後とも、年代に偏りなく、多くの方に参加頂けるよう、周知・啓発を強化していく必要があります。

また、高齢者の認知症対策では、認知症相談や認知症サポーター養成講座を行うとともに、認知症カフェの再開におけた検討を進めてきました。特に、認知症カフェは、認知症当事者やそのご家族の方の仲間づくりや情報交換の場として、また、悩みなどを共有・解消できる場として、自殺対策の観点からも重要な取組の一つと考えられます。そのため、各関係機関や地域住民との協議などを通じて、再開におけた取組を促進していく必要があります。

その他、地域での見守り活動では、配食やごみの集配などを通じた高齢者の安否確認や、民生・児童委員による相談支援などを実施してきました。社会の変化とともに相談内容も複雑化してきており、今後は、より多くの相談に対応できるよう、民生・児童委員の知識の向上におけた研修や包括的な相談支援体制を構築していくことが重要と考えられます。

<振り返り(主な取組)>

- ・ボランティア主体のすこやかサポーター活動により、多くの高齢者の交流や外出機会を創出
- ・活動を通じて、参加者だけでなくボランティア自身の外出や社会参加の機会も創出
- ・認知症相談や認知症サポーター養成講座の実施、認知症カフェの再開におけた検討
- ・配食やごみの集配などを通じた高齢者の安否確認、民生・児童委員による相談支援

<評価(今後の展開)>

- ・すこやかサポーター活動の周知・啓発の強化
- ・認知症カフェの再開に向けた気運の醸成
- ・より多くの相談に対応できるよう、研修などを通じた民生・児童委員の知識の向上
- ・包括的相談支援体制の構築

⑦ 生活困窮者対策(重点施策2)【18 事業】

生活困窮者対策では、各種減免や経済的な問題に対する相談支援などを行ってきました。

高齢化の進展により、特に生活に課題を抱える高齢者などの増加が予想されることから、とりわけ、生活保護相談に関する周知・啓発を強化し、多くの高齢者などの利用促進につなげていくことが必要と考えられます。また、相談時に生活上の悩みなどを察知した場合に、速やかに必要な機関につなぎ、支援できるよう、日頃より関係機関との連携体制を構築していくことも重要と考えられます。

<振り返り(主な取組)>

- ・各種減免の実施
- ・経済的な問題に対する各種相談支援の実施

<評価(今後の展開)>

- ・生活に課題を抱える高齢者を中心とした相談の利用促進
- ・相談時の悩みなどを迅速に必要な機関につなぎ、支援できる体制の構築（関係機関の連携・強化）

⑧ 勤務・経営対策(重点施策3)【3事業】

勤務・経営対策では、職員に対するメンタルヘルス対策や長時間労働の是正、ハラスメントに対する研修会などを実施してきました。また、町内の介護サービス事業所に対して、ハラスメント対策の実施有無の確認や、運営指導を通じたハラスメント対策の周知・啓発を行ってきました。

今後は町内事業所や町内在住の働き世代を対象とした意識の醸成を図ることで、町民などの勤務・労働環境を起因とした自殺の低減につなげていくことが必要と考えられます。

<振り返り(主な取組)>

- ・職員に対するメンタルヘルス対策、長時間労働の是正
- ・職員、介護サービス事業所に対するハラスメント防止対策の実施

<評価(今後の展開)>

- ・町内事業所や町内在住の働き世代に対する意識の醸成

4 自殺対策にむけた地域課題

国の新たな自殺総合対策大綱や本町を取り巻く現状、関係団体へのアンケート調査結果などから見えた主な地域課題（視点）は、以下のとおりとなります。

計画の推進においては、これら課題に対応した取組を重点化するなど、本町ならではの自殺対策を展開していく必要があります。

(1) 子ども・若者、女性への支援

国や県の統計結果からも、コロナ禍の影響を受けた2020（令和2）年から2022（令和4）年にかけては自殺者が増加しており、特に19歳以下の子どもや女性の自殺者が増加傾向にあります。また、自殺の原因・動機では、「健康問題」に加え、「家庭問題」の割合が高くなってきており、コロナ禍の生活変容によるストレスなども要因のひとつとして考えられます。加えて、若者については、近年、SNSの普及などにより、コミュニケーションのすれ違いや他者からの誹謗中傷などにより、自ら死を選択するといった痛ましい事件も増えてきています。

こうした社会的背景を踏まえ、子どもや女性に対する支援を強化していくことが必要と考えられます。

(2) 高齢者への支援

関係団体へのアンケート調査によって、孤独や孤立を感じている高齢者からの相談が多く、また、核家族化やひとり暮らし高齢者の増加などを背景に、経済的な困難を抱える高齢者からの相談も増えつつあることがわかりました。さらに、コロナ禍による外出制限から、体力が低下し、要介護状態やうつ状態に陥った高齢者からの相談も増えてきていることがわかりました。

本町では、2014（平成26）年から2018（平成30）年までの自殺者のうち、6割が60歳以上の高齢者であり、2019（令和元）年以降、その割合は減少してきていますが、上記のような現状を踏まえ、引き続き、高齢者への支援が必要であると考えられます。

(3) 地域における推進体制の整備

関係団体へのアンケート調査では、自殺をなくすための取組として、町と住民・関係機関の間での情報共有が必要といったご意見や、地域での見守り体制・相談体制の強化、ゲートキーパー養成講座などをはじめとした、自殺に関する知識の習得が必要であるといったご意見が多く挙げられていました。また、自殺リスクが高い人の話を「傾聴」することの大切さや、孤立化させないよう積極的な声掛けや居場所づくりを充実することの重要性についても多くご意見をいただきました。

こうしたご意見を踏まえたうえで、自殺対策を推進するために、行政・関係機関のみならず、町民も含めた推進体制を構築すること、そして、誰もが自殺を我が事としてとらえ、地域全体で『自殺者を出さない』といった気運の醸成を図っていくことが重要かつ大きな課題の一つと考えられます。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1

基本理念と基本目標

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、生きることの阻害要因が促進要因を上回った時にリスクが高まります。そのため、自殺対策は、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やす取組を行うことでリスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

本町では、こうした考えのもと、2020（令和2）年3月に「上牧町自殺対策計画」を策定し、全世代を対象とした総合的な自殺対策を進めてきました。しかしながら、過去5年間で自殺者0（ゼロ）の年は未だ達成できておらず、これまでの取組を振り返りつつ新たな視点を取り入れるなど、これまで以上に取組を強化していくことが必要とされています。

なお、世界保健機構（WHO）によると、自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であり、社会の努力で避けることができる死であると言われています。

自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能であり、また、健康問題や家庭問題などの一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病などの治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決ができる場合もあります。

このように、自殺を社会的な問題として認識すると、社会構造の変化や地域社会を構成している地域住民などの意識の変革により、自殺は予防できるものであると考えられます。

つまり、自殺対策を進めるうえで重要なことは、阻害要因を減らし促進要因を増やすための構造（体制）を作り出すことと、そして、すべての町民が自殺対策を我が事ととらえ、身近な人のサインに気づき、寄り添い、支え合い、そして必要な時に専門機関に「つなぐ」ことが重要であると考えられます。

こうした考えのもと、本計画では、以下の基本理念と基本目標を掲げ、今後5年間の自殺予防・自殺対策について、これまで以上に一丸となり、取組を推進していきます。

■基本理念(案)

自殺者0(ゼロ)のまちの実現

■基本目標(案)

すべての人が関わり・寄り添い・支え合えるまちづくり

2 基本施策

本計画では、基本理念と基本目標を実現するために、以下の4つの施策を基本施策として設定します。

(基本施策1)地域におけるネットワークの強化

現在、本町では、「上牧町自殺対策協議会」や「いじめ対策連絡協議会」などにより、自殺やいじめ関連の諸問題や対応策についての情報共有やつなぎを行うなど、自殺やいじめのない社会の実現に向けた取組を行っています。引き続き、こうした取組を推進するとともに、地域におけるその他様々なネットワークとの連携を強化することで、自殺対策に係る包括的な取組を推進します。

(基本施策2)自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に、早期に「気づき」、これに適切に対応できるようにするためには、必要な研修を受講するなど、自殺対策に係る正しい知識の取得やスキルの向上が必要となります。

そのため、関係者・関係機関はもちろんのこと、広く町民も含め自殺対策を支える多様な人材の確保・育成を図っていきます。

(基本施策3)住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、そうした危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることについて、地域全体の共通認識となるよう、普及・啓発を図ります。また、自殺に対する誤った認識や偏見により、遺族が苦しんだり支援者による支援が妨げられることがないよう正しい理解の普及・啓発を図ります。

(基本施策4)生きることの促進要因への支援

先述のとおり、自殺に追い込まれるリスクは、「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときに高くなると考えられています。そのため、孤独や生活苦、社会的困難などの「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、自己肯定感や豊かな人間関係などの「生きることの促進要因」を増やすための取組を行うことで、効果的に自殺リスクの低下につなげることができます。

こうした考えのもと、様々な機会や場面を通じて、「生きることの阻害要因」を減らし、一つでも多くの「生きることの促進要因」を生み出していけるよう、取組を推進していきます。

3 重点施策

本計画では、基本理念と基本目標を実現するために、特に力を入れて取り組むべきものとして、以下の3つの施策を重点施策として設定します。

(重点施策1)女性への支援

コロナ禍の影響を受けた2020(令和2)年以降、全国的に女性の自殺者の割合が増加しており、2022(令和4)年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、子ども・若者と併せて、女性に対する支援についても、自殺対策の新たな重点施策として位置付けられました。また、一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」が作成した本町の「地域実態プロファイル(2023)」によると、本町の自殺者の特性として、『同居無職女性』がキーワードとして上位に挙げられています。

こうしたことから、本町において、今後、女性の自殺者を出さないよう、女性に対する支援の強化を図っていきます。

(重点施策2)子ども・若者への支援

2022(令和4)年の全国の小中高生における自殺者数は過去最多の514名に上ったほか、2021(令和3)年の厚生労働省「人口動態統計」では、10歳~39歳の死因順位の1位が「自殺」であることも明らかとなりました。子ども・若者を取り巻くこうした危機的な状況を踏まえ、2022(令和4)年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、子どもや若者に対する支援が、自殺予防・自殺対策の新たな重点施策として位置付けられました。

こうした社会の動きは本町においても例外ではなく、今後、子ども・若者の自殺者を出さないよう、子ども・若者に対する支援の強化を図っていきます。

(重点施策3)高齢者への支援

本町では、これまでも高齢者の自殺割合が高く、前計画においても重点施策のひとつとして位置付け、取組を推進してきました。また、地域団体や福祉関係者アンケート調査からも、高齢者の孤独・孤立、経済問題に関する相談が多く寄せられていることが明らかとなりました。

こうしたことから、引き続き、高齢者への支援を重点施策として位置付け、高齢者の自殺対策の強化を図っていきます。

第4章 施策の展開

1 上牧町の自殺対策(基本施策)

本町が推進する自殺対策(基本施策)は、以下のとおりとなります。

(基本施策1)地域におけるネットワークの強化

取組	取組内容	担当課	区分
いじめ対策連絡協議会	町内各小中学校におけるいじめ関連の諸問題や対応策を報告し合うことで共通認識を図るとともに、外部機関に所属する委員の意見や取組などを報告していただくことなどにより、情報の収集に役立てます。	教育総務課	継続
学校・地域パートナーシップ事業	町内の小中学校・幼稚園において、学校支援ボランティアによる図書支援・環境支援など、また、小学校については登下校見守り支援などを行います。	社会教育課	継続
自殺対策協議会	自殺対策協議会を設置し、行政、関係機関・団体、町民が一体となって本計画に基づく自殺対策の総合的な推進に取り組むことにより、計画の実効性の担保とネットワークの強化を図ります。	健康推進課	新規

(基本施策2)自殺対策を支える人材の育成

取組	取組内容	担当課	区分
職員研修の実施	町職員を対象に自殺に関する各種研修などを実施し、職員一人ひとりの意識の向上を図ることで、相談業務などにおける資質の向上につなげます。	健康推進課	継続
新人保健師育成	保健指導の現場において、必要な指導・助言を行い新任保健師の育成を行います。	健康推進課	継続
町民研修の実施	町民を対象にゲートキーパー研修などを実施し、町民一人ひとりが自殺につながる要因や様々なリスクに対する理解を深めることで、日常生活における「気づき」や「つなぎ」の機会の創出を図ります。	健康推進課	新規
地域体操教室指導者養成講座	健康寿命の延伸を目的として町内各地区で実施している地域体操教室の運営・指導を担う人材を育成するため、必要に応じて指導者養成講座を開催します。	生き生き対策課	継続
傾聴ボランティア活動・養成講座	町内施設や在宅の高齢者を対象として傾聴ボランティアを派遣します。また、必要に応じて新たな担い手を確保するために養成講座を開催します。	生き生き対策課	拡充
生活支援サポーター活動・養成講座	高齢者の日常生活の些細な困りごとに生活支援サポーターが対応します。また、必要に応じて養成講座を開催し、住民主体の助け合い活動のサポーターを養成します。	生き生き対策課	継続

(基本施策3)住民への啓発と周知

取組	取組内容	担当課	区分
相談窓口の周知	こころの健康相談をはじめ、困り事や悩み事が相談できる窓口を記載したリーフレットなどを作成し、多様な情報発信ツールを用いて、周知を図ります。	健康推進課	継続
自殺予防週間・自殺対策強化月間の啓発	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)には、ポスター掲示や広報などで自殺予防について啓発します。	健康推進課	継続

(基本施策4)生きることの促進要因への支援

取組	取組内容	担当課	区分
包括的な相談支援体制の充実	複雑化・多様化する地域生活課題に柔軟に対応し、適切な相談窓口や支援機関につなぐ仕組みをつくるとともに、庁内関係部署や町社会福祉協議会などが連携・情報共有を行い、各分野の取組を一体的に行う包括的な相談支援体制の充実を図ります。	福祉課 こども未来課 生き活き対策課 健康推進課	新規
個別相談支援体制の充実	障がい、高齢、児童生徒や生活困窮者など、分野別に実施している個別相談の周知を図ることで、利用を促進します。また、各相談支援体制の充実を図り、広く町民の悩みや不安を解消するとともに、相談を通じて自殺リスクを察知した場合は、関係機関へつなぎ、適切な対応・支援を行います。 ・消費生活相談及び法律相談 <秘書人事課> ・保健指導・相談会、成人健康相談、子どもの発達相談 <健康推進課> ・人権擁護委員による人権相談、保険料などの支払軽減に関する相談 <住民保険課> ・高齢者への総合相談事業、認知症相談、高齢者への虐待相談 <生き活き対策課> ・教育相談 <教育総務課> ・保育園(幼稚園)での保育・育児相談、子どもへの虐待相談 <こども未来課> ・障がい者(児)相談支援事業、障がい者への虐待相談、生活保護相談、民生・児童委員による相談支援対応 <福祉課> ・課税、納税についての相談 <税務課>	秘書人事課 健康推進課 住民保険課 生き活き対策課 教育総務課 こども未来課 福祉課 税務課	継続

取組	取組内容	担当課	区分
サロン・スポーツ活動の推進	自殺予防の観点から、地域との関わりやつながりといった視点は極めて重要となります。 そのため、様々なサロンやスポーツ活動への参画を促し、これら地域活動を通じた居場所や生きがいをづくりを促進します。 ・高齢者・婦人学級<社会教育課> ・歴史を学ぶ講座<社会教育課> ・スポーツ少年団<社会教育課> ・スポーツクラブ、スポーツ教室<社会教育課> ・各種文化教室<文化振興課>	社会教育課 文化振興課	継続
働く世代の健康づくりの推進	町職員に対して、職場におけるメンタルヘルス対策や健康管理（定期的な健康診断及びストレスチェックなど）の重要性、長時間労働の是正などについての普及・啓発を行うことで、働く世代の健康づくりを推進します。	秘書人事課	拡充
職域におけるハラスメント防止への取組	ハラスメントは勤務問題に関する自殺の大きな背景要因と考えられており、勤務歴が短いなど、職場の中で弱い立場にある労働者が被害を受けやすい傾向にあると言われています。そのため、職域におけるハラスメント対策の実施状況を地域の経済団体や関係部局と共有し、地域全般のハラスメント防止への意識、関心の涵養を図り、職域におけるハラスメント防止にむけた取組を町全体で支援していきます。	秘書人事課 生き活き対策課 （介護事業所）	継続
生活困窮者等に対する減免等	生活困窮者などに対する減免制度の周知による利用の促進を図るとともに、減免など手続きの接触機会を通じて自殺リスクを察した場合は、関係機関へつなぎ、適切な対応・支援を行います。 ・生活保護受給者への固定資産税・住民税の減免 ＜税務課＞ ・災害罹災者への固定資産税・住民税の減免 ＜税務課＞ ・失業などによる生活困窮者への住民税の減免 ＜税務課＞ ・生活保護各種事務 ＜福祉課＞ ・災害により亡くなられた遺族への災害弔慰金支給など ＜福祉課＞ ・水道料金滞納者への適切かつ柔軟な料金徴収 ＜上下水道課＞	税務課 福祉課 上下水道課	継続

取組	取組内容	担当課	区分
住民基本台帳事務における支援	住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為など、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置で、住民票・戸籍附票に対する原則発行禁止措置を行います。	住民保険課	継続
多様性を認め合う地域社会の実現	精神障がい、発達障がい、性的マイノリティなどの方の中には、外見からはわかりにくい方もおられることから、多様性をお互いに認め合える人間関係や地域社会のあり方をめざした取組や啓発を行います。	福祉課 住民保険課	継続

2 上牧町の自殺対策(重点施策)

本町が推進する自殺対策(重点施策)は、以下のとおりとなります。

(重点施策1)女性への支援

取組	取組内容	担当課	区分
産前・産後サポート事業	母子保健事業を通じて、産前・産後の悩みや不安を傾聴し寄り添い、個々に合わせた支援を行うとともに、地域の母親同士の仲間づくりを促し、妊産婦の家庭や地域における孤立感の軽減を図ります。	こども未来課	継続
DV相談支援	配偶者などからの暴力の相談を受け、専門関係機関につなぎます。また、適切な相談支援などが行えるよう、研修などへの積極的な参加に努めます。	福祉課	継続
女性を対象とした広報・啓発	町の広報やホームページなどを活用し、DVや自殺予防、育児世代のメンタルヘルスの向上に関する情報提供を行うとともに、必要な相談機関につなげるよう、町や県内の相談窓口に関する情報提供を行います。	健康推進課 こども未来課 福祉課	継続
困難な問題を抱える女性への支援	2024(令和6)年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、関係機関と連携しながら、困難な問題を抱える女性に対して、必要な支援・取組を推進していきます。	社会教育課 住民保険課 福祉課 健康推進課 こども未来課	新規

(重点施策2)子ども・若者への支援

取組	取組内容	担当課	区分
SOSの出し方に関する教育	管内の全公立小中学校で年1回以上SOSの出し方に関する教育を実施します。	教育総務課	継続
自殺予防のための校内体制の構築	管内の全公立小中学校の教職員一人ひとりが自殺につながる要因や様々なリスクを理解し、こどものSOSのサインに気づき、寄り添い、適切な支援につなぐことで、児童生徒の自殺予防を推進します。	教育総務課	新規
スクールカウンセラー活用制度	子どもや保護者、教職員の心理的・精神的ケアや課題解決に向けた支援を目的として、町内各小中学校にスクールカウンセラーを配置します。	教育総務課	継続
スクールソーシャルワーカー活用制度	社会福祉の専門的な知見に基づくアドバイスや支援を目的として、町内拠点小学校において、スクールソーシャルワーカーを配置します。	教育総務課	継続

取組	取組内容	担当課	区分
心の教室相談員	生徒の成長・発達に伴って生じる様々な悩みを解決するための相談活動を行うことを目的として、町内各中学校に心の教室相談員を配置します。	教育総務課	継続
就学援助	要保護、準要保護世帯に認定されている家庭に、学用品費や給食費などの補助を行います。	教育総務課	継続
保育料徴収	保育料を滞納している家庭が生活上の問題を抱えているなど自殺リスクが高いと考えられる場合は、関係機関へつなぎ、適切な対応・支援を行います。	こども未来課	継続
ひとり親世帯等への経済的支援	ひとり親世帯に対して児童扶養手当の支給を行うとともに、20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。また、各支給機会を通じて自殺リスクを察した場合は、関係機関へつなぎ、適切な対応・支援を行います。	こども未来課	継続

(重点施策3)高齢者への支援

取組	取組内容	担当課	区分
地域での見守り活動	一人暮らし高齢者が増加する中、閉じこもりや孤立化による自殺リスクの高まりが懸念されます。 そのため、地域での見守り活動を通じて、高齢者とのコミュニケーションを図り、高齢者の孤立防止や自殺リスクの早期発見につなげていきます。 ・民生・児童委員による見守り活動<福祉課> ・ライフライン事業者との見守り連携協定<福祉課> ・配食見守り支援事業<生き活き対策課> ・緊急通報見守り支援事業<生き活き対策課> ・ふれあい収集<建設環境課>	福祉課 生き活き対策課 建設環境課	拡充
高齢者の健康づくり	健康を維持することで、社会参加の機会が多く得られ、社会参加を通じて高齢者の生きがいづくりやこころの健康づくりに寄与するものと考えられます。 そのため、健康上牧21計画推進事業をはじめ、高齢者の健康づくりに資する各種取組を推進します。 ・健康上牧21計画推進事業<健康推進課> ・各種検診など<健康推進課> ・高齢者の保健事業など介護予防の一体化事業<住民保険課・健康推進課・生き活き対策課>	住民保険課 健康推進課 生き活き対策課	新規

取組	取組内容	担当課	区分
介護予防と居場所づくり	加齢に伴い身体的な能力が低下し社会的なつながりも弱くなる「フレイル」になると、日常生活の制約が増すため、生活の質や健康状態が悪化するという悪循環が生じます。そのような状態にならないよう、フレイル対策を推進します。また、通いの場などを通じて、地域や人との関わりを持つことで、生きがいやこころの健康づくりにつなげていきます。 ・介護予防などをテーマとした出前講座 ・運動習慣教室(ハッピーライフ教室) ・地域体操教室(ときめきクラブ・ためトレほほ笑みクラブ) ・脳の健康教室 ・高齢者教室 ・ほほえみ教室	生き活き対策課	拡充
社会参加を促す活動支援	高齢者の社会参加を促進することは、孤立を防ぎ自殺予防につながるものと考えられます。 現在、町では、「すこやかサポーター」が主体となり講習会(手芸など、手先を動かすような内容)を開催するなど、高齢者の社会参加を促進しています。さらに、地域住民の主体的な活動として、地域介護予防サロンやシルバークラブ活動などを通じて、住民同士のつながりや高齢者の閉じこもりの防止に努めています。引き続き、各種活動が継続して実施できるよう、支援及び助成を行っていきます。 ・すこやかサポーター活動支援 ・介護予防活動支援事業 ・地域介護予防サロン活動支援事業 ・シルバークラブ助成	生き活き対策課	拡充
認知症対策	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりするケースも考えられます。そのため、以下の各取組を通じて、町民一人ひとりが我が事として認知症を捉え、地域全体で支え合う環境づくりを進めていきます。 ・認知症の正しい理解と認知症ケアパスの普及啓発 ・認知症サポーターの養成 ・認知症相談【再掲】 ・物忘れ相談プログラムの活用 ・おれんちカフェ(認知症カフェ) ・おれんじハートの会	生き活き対策課	拡充

第 5 章

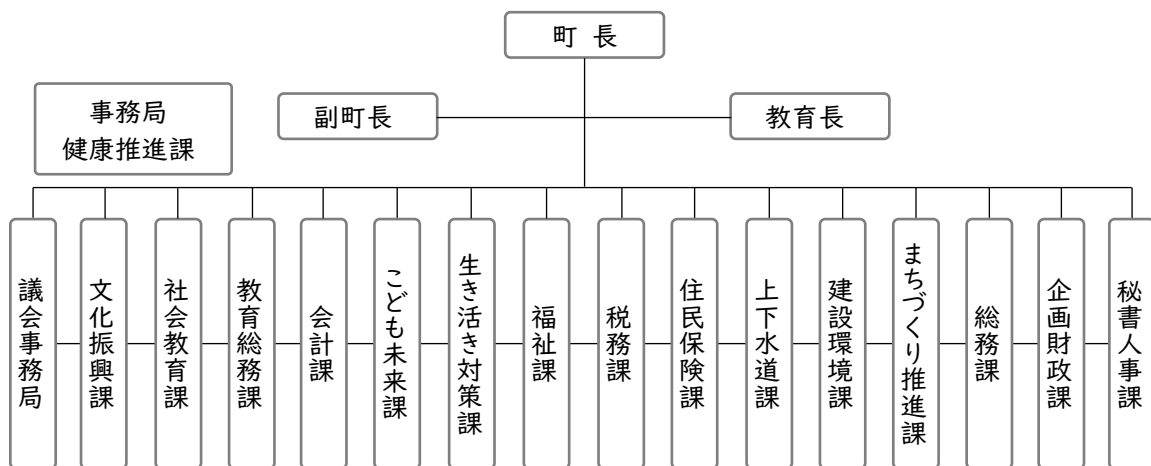
計画の推進にあたって

1 庁内体制の整備

「生きる支援」（阻害要因を減らし促進要因を増やす取組）に関連する事業は、庁内各課で実施している各事業との関わり合いも多いことから、全庁的な取組を推進していく必要があります。また、町職員においては、自らが携わっている事業や取組そのものが自殺対策につながっているという認識を持つことで、様々な「気づき」や「見守り」につながり、また、必要に応じて関係機関に「つなぐ」ことによって、自殺者の低減に寄与するものと考えられます。

こうしたことから、本計画の推進にあたっては、町長をトップとする全庁的な体制で臨むこととし、自殺対策協議会をはじめとした様々な機会を通じて各関係部署間の情報共有を図っていきます。

■ 全庁的な推進体制

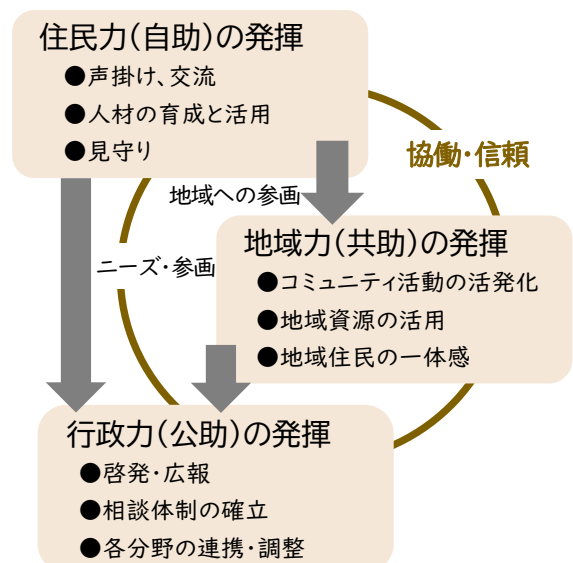


2 連携・協働による推進

「自殺者0（ゼロ）のまち」の実現には、自治体、地域、関係団体・関係機関、地域住民などが連携・協働して総合的に推進することが必要となります。

行政には、まちの実情に応じた施策を実施する公助の力、地域や関係団体・関係機関には、活動内容の特性などに応じて自殺対策に参画する共助の力、そして、地域住民には、自殺を我が事として認識し、自殺対策に取り組む自助の力が発揮されることが求められます。また、それぞれの主体がお互いに信頼し合い、一丸となって取り組んでいくことが必要となります。

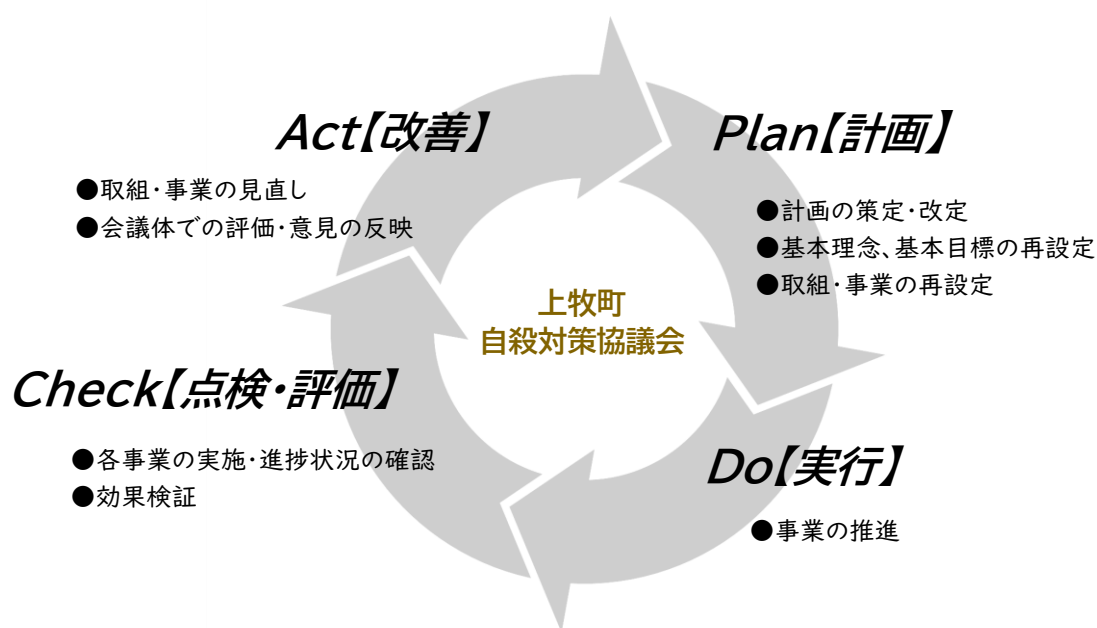
■ 自助・共助・公助による推進体制



3 PDCA サイクルによる検証

計画に掲げた取組・事業の進捗については、上牧町自殺対策協議会を定期的に開催し、各種事業や施策の進捗・達成度の評価・検証を行ったうえで取組内容を改善するなど、PDCAサイクルの適切な運用に基づき検証を行っていきます。

■ 計画の点検・評価の方法(PDCA サイクルの考え方)



4 計画を検証するための指標

基本施策・重点施策をもとに計画を検証するための指標は、以下のとおりとします。

上牧町自殺対策協議会において、本指標をもとに進捗・達成度の評価・検証を行うとともに、必要に応じて、取組内容の改善や新たな目標指標の設定などを行っていきます。

■ 計画の数値目標(アウトカム指標)【再掲】

現状値(前計画期間)					目標値				
令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
18人					前計画期間の自殺者数を下回る				
									令和11年
									0人

■ 取組の検証指標(アウトプット指標)

<地域におけるネットワークの強化>

評価指標	現状値	目標値	
	R5 年度	R9 年度	R11 年度
いじめ対策連絡協議会の開催回数	2 回	2 回	2 回
学校支援ボランティア登録者数	243 人	250 人	250 人
自殺対策協議会の開催回数	0 回	1 回以上	1 回以上

<自殺対策を支える人材の育成>

評価指標	現状値	目標値	
	R5 年度	R9 年度	R11 年度
職員研修の実施回数	2回	1 回以上	1 回以上
町民研修の実施回数	2回	1 回以上	1 回以上
地域体操教室指導者養成講座修了者数	50 人	60 人	65 人
傾聴ボランティア活動・養成講座修了者数	38 人	45 人	50 人
生活支援サポーター活動・養成講座修了者数	42 人	47 人	50 人

<住民への啓発と周知>

評価指標	現状値	目標値	
	R5 年度	R9 年度	R11 年度
リーフレット等の作成・配布による町民への周知	実施	実施	実施

<生きることの促進要因への支援>

評価指標	現状値	目標値	
	R5 年度	R9 年度	R11 年度
地域福祉庁内連絡会議の開催回数	2回	4回	4回
広報紙による相談室の周知啓発物品の配布	相談件数計80件	相談件数計85件	相談件数計90件
人権相談の実施回数	12 回	12 回	12 回
個別相談の実施回数	17 回(随時実施)	20 回	20 回
関係機関による連携会議の実施回数	6 回(2か月ごとに実施)	6 回	6 回
文化教室の受講者数	166 名	180 名	185 名
健康診断及びストレスチェックの定期的な実施	年1 回	年1 回	年1 回
ハラスメントに係る研修の実施	1 回実施	1 回	1 回
個別支払計画希望者に対する相談実施率	100%	100%	100%
上牧町による精神障害者等の理解啓発事業の実施	0回	年1 回	年1 回

<女性への支援>

評価指標	現状値	目標値	
	R5 年度	R9 年度	R11 年度
母子保健関係機関との 連絡調整会議回数	12 回(毎月実施)	12 回	12 回
女性を対象とした広報・啓発	1 回(ペガサスフェスタ)	1 回	1 回

<子ども・若者への支援>

評価指標	現状値	目標値	
	R5 年度	R9 年度	R11 年度
滞納者に対する個別相談 実施率	100%	100%	100%
貸付希望者に対する個別 貸付相談実施率	100%	100%	100%

<高齢者への支援>

評価指標	現状値	目標値	
	R5 年度	R9 年度	R11 年度
上牧町地域見守りネットワー ク事業登録事業所数	12 か所	16 か所	18 か所
概ね65歳以上のごみ捨て が困難な一人世帯に対して の戸別ごみ収集及び利用者 の安否確認	実施 (利用者25人)	実施	実施
地域体操教室(ときめきクラ ブ・ためトレほほ笑みクラブ) の教室数	15 か所	15 か所	15 か所
認知症サポーター数	1,431 人	1,465 人	1,480 人

